よくあるご質問と回答

■ 受講時期について

- 1.交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内
- 2.上記1の受講以後は講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内

■ 講習区分について

・消火設備 甲種 第1類、第2類、第3類 乙種 第1類、第2類、第3類

・警報設備 甲種 第4類 Z種 第4類、第7類

同じ講習区分で複数の種類の免状を所持している方

※講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は、一番最初に交付を受けた免状の交付 日が基準になります。

■ お申し込みについて

- ・当協会のホームページ■講習案内・消防設備士法定講習のサイトをご覧ください。
- ・所定の受講申請書は申込期間の約1か月半前から福井県内の消防本部、消防署、当協会で 入手できます。
- ・新しい免状の交付2年目の方、継続して講習を受講している方には個人あてに受講申請書 を郵送しています。

■ 受講手数料について

- ・福井県証紙 7,000円が必要です。
- ・複数の講習を受講する場合は区分ごとに必要となります。

※消火設備と避難設備・消火器または警報設備の2区分を受ける場合は14,000円 ※消火設備と警報設備と避難設備・消火器の3区分を受ける場合は21,000円

- 消火設備、避難設備・消火器はそれぞれ2日間、警報設備の受講は4日間受けるのか
 - 1日のみです。

会場の収容人員が決まっているため、日程を分けて実施するものです。

Q:「そういえば、消防設備士講習を受講していない・・・」という人はどうなるのでしょうか。

A: 消防設備士の皆様は、消防設備士免状の交付を受けた日から以後における最初の4月1日から2年以内に講習を受け、講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに講習を受けなければならないこととされています。(消防法第17条の10)これは、消防用設備等の技術の進捗等に対応して行くためです。

もし仮に、講習の受講期限までに受講しなかった場合には、その受講期限を経過したときに違反行為があったものとされます。(違反点数=5点)その後,1年以内に受講の機会があったにも関わらず受講しなかった場合には、1年を経過するごとに再度違反行為があったものとされます。(違反点数=5点=10点)

Q:一人の人が複数の種類の消防設備士免状の交付を受けていて、違反行為を行った場合ど うなるのでしょうか。

A: 例えば、甲種第1類、甲種第5類、乙種第6類の3つの種類の消防設備士免状の交付を受けている人が、スプリンクラー設備の工事を誤り、その機能、効用が一時損なわれたとしましょう。この場合、違反点数(8点)が計上されるのは、甲種第1類だけでなく、他の2つにも計上されます。つまり違反点数は、すべての免状の種類ごとに計上されます。唯一の例外は、前述の消防設備士受講義務違反で、当該違反行為にかかわる免状の種類に限り計上されます。

Q:免状返納命令の手続きはどのようになりますか。

A: 免状返納命令は、原則として直近の消防設備士免状を交付した都道府県知事が行います。 都道府県知事は、聴聞を行うこととされており、その結果、免状返納命令の決定をした ときは、当該違反者に免状返納命令通知書により処分内容その他必要事項を通知し、次 に、免状返納命令書を交付し、免状を返納させることになっています。

【講習に関する参考事項】

【講習実施細則による消防設備士講習の受講期限の運用例について】

※交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の受講、または、講習を受けた日 以後における最初の4月1日から5年以内と継続して受講されている受講者

※同一講習区分内で複数所持している方に限ります。 平成31・令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和8年 令和8年 令和9年 11/1 4/1 10/1 3/31 4/1 10/1 3/31 甲種第1類〈受講期限の始期〉消火設備講習〈受講期限の終期〉〈次の受講期限の始期〉消火設備講習 〈 次の受講期限の終期〉 取得 受講 受講 免状の交付を受けた日以後における 最初の4月1日から2年以内 講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内 令和3年 令和4年 令和5年 令和8年 令和9年 個々のケースにより 11/1 4/1 10/1 10/1 3/31 違いますので 受講期限の始期 受講期限の終期 乙種第2類 消火設備講習 ご注意ください。 取得 受講省略できる 次回受講予定日 令和8年10/1